

**「電気通信事業法に基づく特定電気通信設備の指定に関する告示の一部改正案」
に対する意見及びそれに対する考え方**

- 意見募集期間：令和3年11月6日(土)から令和3年12月6日(月)まで
- 意見提出数：1件(個人:1件) ※意見提出数は、意見提出者数としています。
- 意見提出者：以下のとおり (意見受付順)

受付	意見提出者
1	個人

該当頁 該当箇所	意見	総務省の考え方	案の修正
全般	<p>私が提出意見を送らせていただくにあたって、まず目に留まるのは、「特定電気通信設備」というテクニカルタームです。パブリックコメントで意見を募るぐらいですから、専門的な内容であるわけですが、通信なくして私たちの生活は成り立ちません。どうか実効性ある総務行政を遂行していただくことを期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「特定電気通信設備」については、電気通信事業法第12条の2第4項第2号に定められています。御意見として今後の参考とさせていただきます。</p>	無